

# 住宅セーフティネット制度

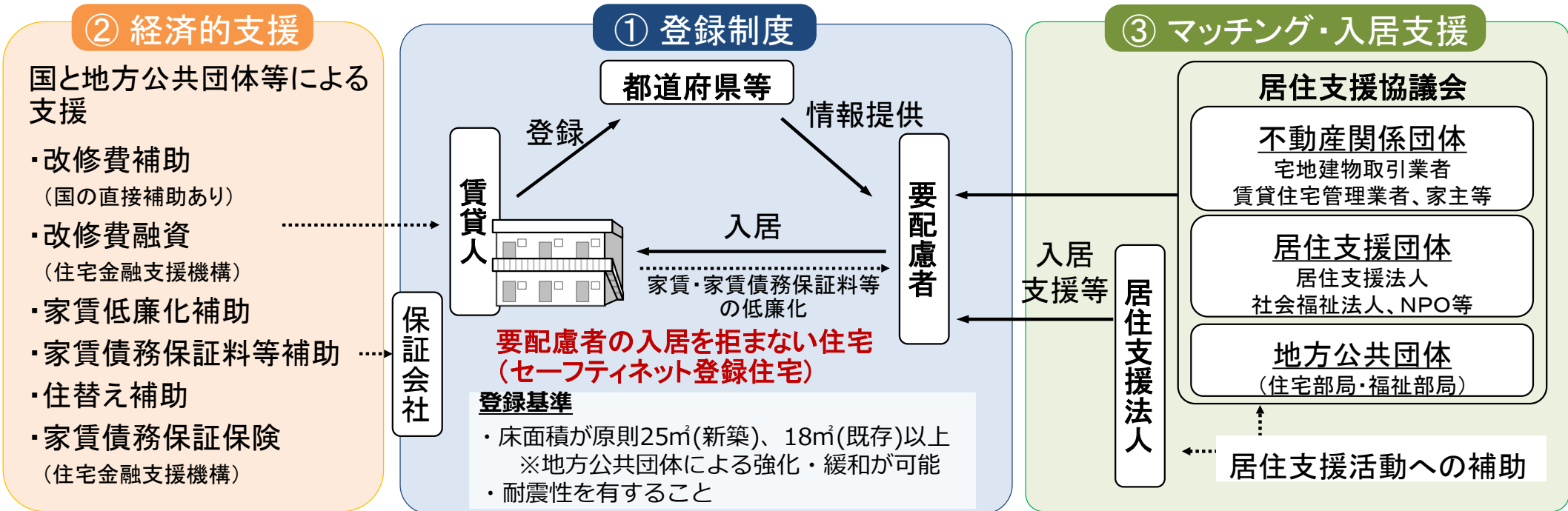
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律  
【令和6年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



**要配慮者の入居を拒まない住宅  
(セーフティネット登録住宅)**

**登録基準**

- 床面積が原則25㎡(新築)、18㎡(既存)以上  
※地方公共団体による強化・緩和が可能
- 耐震性を有すること

【施行状況】  
補助制度がある自治体数  
・改修費補助：33  
・家賃低廉化補助：64  
・家賃債務保証料等補助：34  
(R7年8月時点)

・登録戸数：956,481戸  
うち専用住宅（要配慮者専用の住宅）：6,907戸  
・賃貸住宅供給促進計画の策定：47都道府県21市町  
※うち21都府県12市で、面積基準を緩和  
(R7年12月末時点)

・居住支援法人の指定数：1,099法人  
・居住支援協議会の設立：166協議会  
(47都道府県128市区町村)  
(R7年9月末時点)